

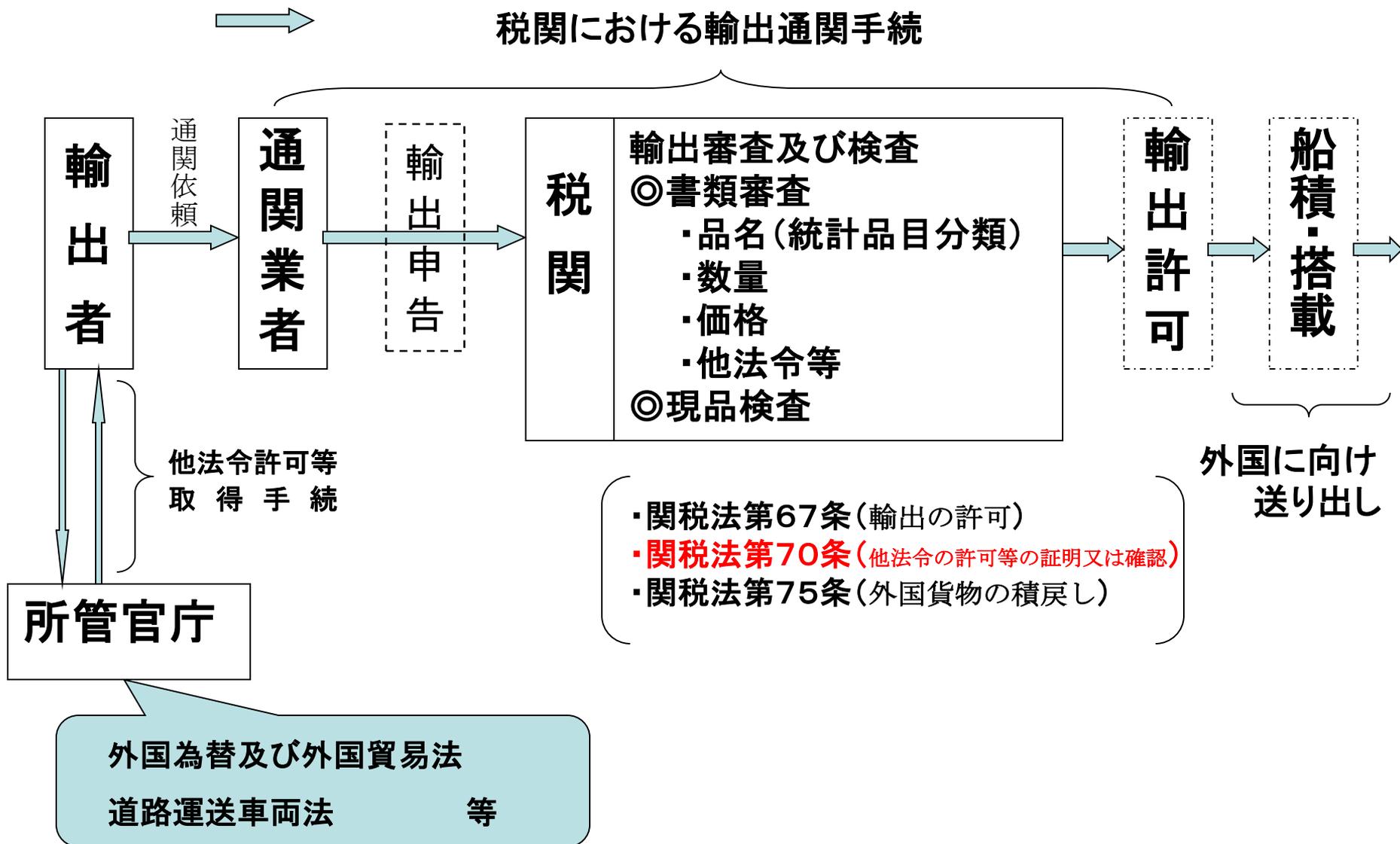
# 輸出通関手続きに係る他法令



平成30年10月26日

名古屋税関 業務部 特別審査官(第1担当)

# 輸出通関手続きの流れ



# 輸出通関

「輸出」とは、内国貨物を外国に向けて送りだすことをいう。……関税法第2条第1項第2号

## 一連の連続行為

貨物の保税地域への搬入、輸出申告、貨物についての必要な検査、輸出の許可を経て船積

税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。

(関税法第67条)

# 外国貨物と内国貨物

- 外国貨物・・・輸出の許可を受けた貨物及び  
外国から本邦に到着した貨物  
(外国の船舶により公海で採捕された水産物を含む)  
で輸入許可される前のもの
- 内国貨物・・・本邦にある貨物で外国貨物でないもの  
及び本邦の船舶により公海で採捕された  
水産物

## 記載事項（税関様式C第5010号）

- ① 貨物の記号、番号、品名、数量及び価格
- ② 貨物の仕向地、仕向け人の住所又は居所及び氏名又は名称
- ③ 貨物を積み込もうとする船舶（又は航空機）の名称（又は登録記号）
- ④ 輸出の許可を受けるために貨物を入れる保税地域等
- ⑤ その他参考となるべき事項

# 具体的取扱い

- ① 品名：輸出統計品目表の分類による品名
- ② 数量：
  - a. 輸出統計品目表で貨物の種類ごとに定める単位
  - b. 正味数量(NET)
- ③ 価格：
  - a. 本邦の輸出港における本船甲板渡し価格(FOB価格)  
(航空機の場合の輸出価格はこれに準ずる。)
  - b. 無償で輸出される貨物については、その貨物が有償で輸出されるものとした場合の価格

# 輸出申告に際しての添付書類

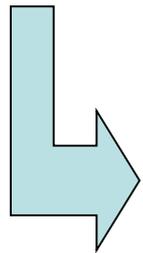
## 仕入書 (Invoice) 又は仕入書に代わる書類

場合によっては、次の書類も必要となります。

- ① 契約書、運賃明細書、保険料明細書、包装明細書等
- ② 法第70条に規定する他法令の許可、承認、検査の完了又は条件の具備を証する書類
- ③ 定率法等の規定 (関税の軽減、免除、又は払戻し) に関連して、特定の書類の提出を必要とされる書類
- ④ 消費税及び地方消費税を除く内国消費税の輸出免税を受けける貨物について、「輸出免税物品輸出証明申請書」又は「輸出申告書付表」

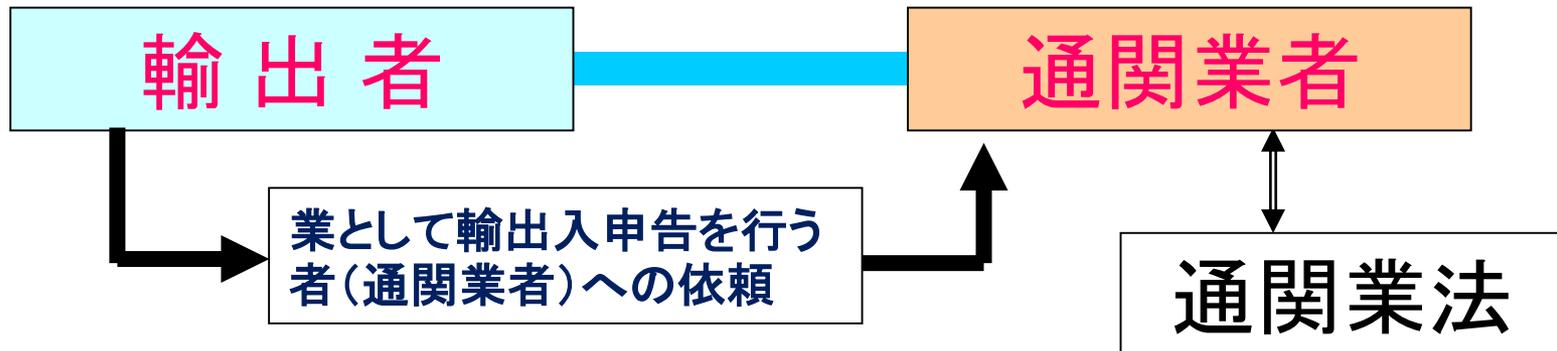
# 輸出申告者(代理申告)

通関業者は業として輸出入通関手続を代理することができる。(通関業法第2条)



申告者はあくまでも貨物を輸出しようとする者

※ 代理人が輸出申告する場合には、輸出者の押印は必要ないが、輸出者が自ら申告する場合には押印を要する。



# 輸出してはならない貨物

## ① 麻薬類

(麻薬、向精神薬、大麻、あへん、けしがら、  
覚せい剤及び覚せい剤原料)

……………法69条の2第1項1号

## ② 児童ポルノ

……………法69条の2第1項2号

## ③ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、 著作隣接権又は育成者権を侵害する物品

……………法69条の2第1項3号

## ④ 不正競争防止法上の輸出規制品

……………法69条の2第1項4号

# 証明・確認を受ける義務（他法令）

他法令は、貨物の輸出入の最終的な取り締まり官庁である税関が貨物の現物に即し、確認する必要があることから関税法第70条（証明又は確認）が定められている。

## 第1項 証明義務

他の法令の規定により輸出に関して許可、承認その他の行政機関の処分又はこれに準ずるものを必要とする貨物については、**輸出申告の際**、当該許可、承認等を受けている旨を税関に**証明**しなければならない。

## 第2項 確認を受ける義務

他の法令の規定により輸出に関して検査又は条件の具備を必要とする貨物については、税関における**必要な検査又は審査の際**、当該法令の規定による検査の完了又は条件の具備を税関に**証明**し、その**確認**を受けなければならない。

## 第3項

**証明がなされないとき、確認を受けられないときは、輸出の許可をしない。**

# 税関で確認する輸出関係他法令（第70条1項）

法令名	主な品名	主管省庁	税関確認書類
<b>【第1項関係】</b>			
<b>1. 外国為替及び 外国貿易法</b> <b>(1) 輸出貿易管理令</b> <b>(2) 外国為替令</b>	<b>武器・化学兵器等</b> <b>（別表1）</b> パーゼル条約、ワシントン 条約関連等の輸出規 制品等（別表2）	経済産業省貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易審査課 貿易管理課 財務省 国際局調査課外国為替室	輸出許可証、 輸出承認証、 特定記録媒体等 輸出等許可証等
2. 輸出入取引法	現在、対象なし	経済産業省貿易経済協力局 貿易管理部貿易管理課	輸出取引承認書
3. 文化財保護法	重要文化財又は 重要美術品 天然記念物 重要有形民俗文化財	文化庁 文化財部美術学芸課	輸出許可書
4. 林業種苗法	現在、対象なし	林野庁 森林整備部森林保全課	
5. 鳥獣の保護及び 狩猟の適正化に 関する法律	鳥、獣及び それらの加工品等	環境省 自然環境局野生生物課	適法捕獲等証明書

# 税関で確認する輸出関係他法令（第70条1項）

法令名	主な品名	主管省庁	税関確認書類
6. 大麻取締法	大麻草及びその製品	厚生労働省医薬食品局 監視指導・麻薬対策課	大麻輸出許可書
7. 覚せい剤取締法	覚せい剤、覚せい剤原料	〃	覚せい剤原料輸出許可書
8. 麻薬及び 向精神薬取締法	麻薬、向精神薬	〃	輸出許可書等
9. あへん法	あへん、けしがら	〃	あへん輸出委託 証明書等
10. 植物防疫法	顕花植物、しだ類又は せんたい類に属する植物、 有害植物、有害動物	農林水産省 消費・安全局植物防疫課	栽培地検査合格 証書等
11. 狂犬病予防法	犬、猫、あらいぐま、 きつね、スカンク	農林水産省 消費・安全局衛生管理課	犬の輸出検疫証 明書等
12. 家畜伝染病予防法	偶蹄類の動物、馬、鶏、 あひる、みつばち、 ソーセージ、ベーコン等	〃	輸出検疫証明書

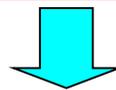
# 税関で確認する輸出関係他法令(第70条2項)

法令名	主な品名	主管省庁	税関確認書類
<b>【第2項関係】</b>			
1. 麻薬及び 向精神薬取締法	麻薬向精神薬原料等	厚生労働省 監視指導麻薬対策課	処方箋の写又は 医師の証明書、 麻薬向精神薬 原料輸出届等
2. 道路運送車両法	中古自動車	国土交通省 自動車交通局 自動車情報課	輸出抹消仮登録 証明書等 輸出予定届出証 明書

# 輸出の許可

一般的に禁止されている輸出行為を  
特定の輸出申告者に対してその禁止行為を解除し、  
適法にこれを行わせる行政行為

- ① 輸出申告が適法にされていること。
- ② 審査・検査の結果、輸出貨物と申告書上の貨物との同一性が確認されていること。
- ③ 輸出してはならない貨物に該当する貨物でないこと。
- ④ 他法令（関税法第70条）の条件を充足していること。



税関長による輸出の許可

# 外国為替及び外国貿易法

## 第1条(目的)

この法律は、外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もって国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

### 輸出貿易管理令

別表1関係(輸出許可)



安全保障貿易管理

別表2関係(輸出承認)



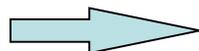
需給調整、国際協定

(注)以降、安全保障貿易管理について経済産業省ホームページ掲載の資料をご参照ください。

# 許可を要しない輸出特例

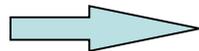
輸出令別表第1の1項の貨物(武器)の輸出には適用されない。

仮陸揚げ貨物



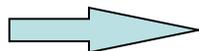
- ・輸出令第4条第1項第一号
- ・運用通達 4特例 4-1-1

無償貨物等



- ・輸出令第4条第1項第二号
- ・無償告示
- ・運用通達 4特例 4-1-2

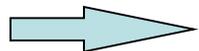
少額特例



- ・輸出令第4条第1項第四号
- ・告示貨物
- ・運用通達 4特例 4-1-4  
(総価額=運用通達 1輸出の許可1-1(5)及び(6))

参考

リスト規制貨物であって、  
他の貨物の部分を  
なしているもの



- ・運用通達 1輸出の許可 1-1-(7)

# 少額特例の適用範囲

リスト規制貨物が下記に該当する場合には、指定された金額の範囲内で輸出許可が不要。

- イ) 総額は船積回数に拘らず、契約書記載のリスト規制貨物の該当項番毎の総額
- ロ) 無償貨物の場合は、税関の鑑定価格
- ハ) 外貨建ての場合、日本銀行が公表する換算レート
- ニ) リスト規制技術は適用されない
- ホ) ホワイト国向け以外の輸出には、大量破壊兵器や通常兵器の開発等のために用いられる虞がある場合などには適用されない

輸出令別表第一の項番		輸出令別表第四の地域以外	輸出令別表第四の地域
1の項		×	
2～4の項		×	
5～13 の項	告示貨物※	5万円以下	
	告示貨物以外	100万円以下	
14の項		×	
15の項		5万円以下	
16の項		×	

※告示で定める貨物: 輸出令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物

# 内蔵品

- 他の貨物の部分をなしているもの(内蔵品)

「輸出貿易管理令の運用について」

1-1(7)(イ)(輸出令別表第1の解釈)



他の貨物の部分をなしているもので、主要な要素ではなく、分離しがたいと判断されるものは、非該当(電子部品のはんだ付け、価額の10%以下等)



**内蔵品であっても該非判定が必要**

# 輸出貿易管理令別表第2

安全保障以外の輸出管理の目的は、国際協調等のためである。(外為法第48条第3項)

- (1) 国際収支の均衡維持
- (2) 外国貿易及び国民経済の健全な発展
- (3) 我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行
- (4) 国際平和のための国際的な努力への我が国としての寄与
- (5) 我が国の平和及び安全の維持のための閣議決定の実施

# 輸出貿易管理令別表第2

- **輸出貿易管理令別表第2による規制事項**

- (1) 国内需給調整
- (2) 輸出秩序維持
- (3) 国際協定等の遵守
- (4) 輸出禁制物資の管理

- **経済産業大臣の輸出の承認が必要**

ダイヤモンド、漁船、ワシントン条約、バーゼル条約、  
モントリオール議定書等関連貨物

# 輸出貿易管理令別表第2

## 輸出貿易管理令別表第2対象貨物に係る申請窓口等一覧

貨物番号	輸出承認品目名	担当課・班
1	ダイヤモンド原石	貿易審査課 知的財産関連物品貿易審査班
19	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律 第2条第1項に規定する血液製剤	貿易審査課 原子力・有害廃棄物等貿易審査班
20	核燃料物質、核原料物質(使用済燃料を含む)	
21	放射性廃棄物等	
21の2	放射性同位元素	
21の3	麻薬、向精神薬原材料等	貿易審査課 化学品貿易審査班
25	漁船	貿易審査課 原子力・有害廃棄物等貿易審査班
30	しいたけ種菌	農水産室 農林畜産班
33	うなぎの稚魚	農水産室 水産班
34	冷凍のあさり、はまぐり及びいがい	

# 輸出貿易管理令別表第2

貨物番号	輸出承認品目名	担当課・班
35	オゾン層を破壊する物質	貿易審査課 原子力・有害廃棄物等貿易審査班
35の2(1)	特定有害廃棄物(農水産室関連以外)	貿易審査課 原子力・有害廃棄物等貿易審査班
	特定有害廃棄物(農水産室関連)	農水産室
35の2(2)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 に規定する廃棄物	農水産室 各経済産業局
35の3	有害化学物質 (PIC関連及び化審法・労安法関連)	貿易審査課 化学品貿易審査班
35の4	水銀	貿易審査課 化学品貿易審査班
	特定水銀使用製品 及びこれを部品として使用する製品	
36	ワシントン条約(加工品等)	貿易審査課 野生動植物貿易審査班
	ワシントン条約(生きているもの等。 ただし、各経済産業局にて承認する植物を除く)	農水産室 野生動植物貿易班
	ワシントン条約(サボテン科全種、人工繁殖もの のそてつ科全種、アロエ属全種、人工繁殖もの のらん科全種、シクラメン属全種)	各経済産業局

# 輸出貿易管理令別表第2

貨物番号	輸出承認品目名	担当課・班
37	希少野生動植物の個体・卵・器官(剥製・加工品)	貿易審査課野生動植物貿易審査班
	希少野生動植物の個体・卵・器官(生きているもの等)	農水産室 野生動植物貿易班
38	かすみ網	各経済産業局
39	偽造、変造通貨等	各税関
40	反乱せん導書籍等	
41	風俗を害する書籍等	
43	国宝、重要文化財等	貿易審査課野生動植物貿易審査班
44	仕向国における特許権等を侵害すべき貨物	貿易審査課 知的財産関連物品貿易審査班
45	関税法第69条の12第1項の認定手続きが執られた貨物 (育成者権侵害貨物)	農水産室 農林畜産班
	関税法第69条の12第1項の認定手続きが執られた貨物 (その他の権利侵害貨物)	貿易審査課 知的財産関連物品貿易審査班

照会先(電話番号)

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課 03-3501-1659

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室 03-3501-0532

中部経済産業局地域経済部国際課 052-951-4091

# 北朝鮮に対する全貨物の輸出禁止措置

18.10北朝鮮核実験

国際連合安全保障理事会決議第1718号(平成18年10月14日採択)

21.5.25北朝鮮核実験

外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について  
(平成21年6月16日閣議決定)

輸出貿易管理令の一部を改正する政令(平成21年6月16日公布、平成21年6月18日施行)

閣議決定により措置継続

- ・輸出貿易管理令の一部を改正する政令(平成22年4月9日公布、平成22年4月9日施行)
- ・輸出貿易管理令の一部を改正する政令(平成23年4月8日公布、平成23年4月8日施行)
- ・輸出貿易管理令の一部を改正する政令(平成24年4月6日公布、平成24年4月6日施行)
- ・輸出貿易管理令の一部を改正する政令(平成25年4月10日公布、平成25年4月10日施行)
- ・輸出貿易管理令の一部を改正する政令(平成27年4月3日公布、平成27年4月3日施行)
- ・輸出貿易管理令の一部を改正する政令(平成29年4月12日公布、平成29年4月12日施行)

平成31年4月13日まで輸出禁止措置延長

# 北朝鮮への輸出禁止措置の例外

- 国際連合、国際赤十字等の機関に対して無償で輸出される医薬品、食糧、衣料等
- 受取人の個人的使用に供される衣料、食糧、書籍類等  
(国際郵便で送付される小包郵便物等に限る。)

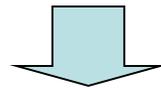
(お問い合わせ先)

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

03-3501-0538(直通)

# 輸出承認を要する特殊な貿易

外国にある者に対して加工を委託する委託加工貿易契約（逆委託加工契約）によるもので、経済産業大臣が指定した加工（皮革関係の特定の加工）の輸出



**承認を要する**

我が国の企業への影響等の観点から管理が行われている（輸出令第2条第1項第2号）

# 輸出貿易管理令別表第2(特例)-①

## — 輸出の承認を要しない貨物 —

### 【輸出令別表第5】

貨物の性質、輸出の目的、外交上の理由等から、輸出の承認を要しない。

1. 無償の救じゅつ品
2. 総価額200万円以下の無償の商品見本又は宣伝用物品(経済産業大臣が定めるもの)
- ・
- ・
14. 無償で輸出すべきものとして. . . . 経済産業大臣が告示で定めるもの。
15. 無償で輸入すべきものとして. . . . 経済産業大臣が告示で定めるもの。

**特例が適用されない貨物に注意！**

# 輸出貿易管理令別表第2(特例)-②

## 一 輸出の承認を必要としない携帯品等 一

### 【輸出令別表第6】

- ・一時的に出国する者又は一時的に入国して出国する者の携帯品、職業用具
- ・永住のために出国する者の携帯品、職業用具、引越荷物
- ・船舶又は航空機の乗組員の私物等



### 特例が適用されない貨物に注意！

- ・ダイヤモンド(キンバリープロセス)
- ・一時的入国者にかかるワシントン条約等該当物品
- ・別表第2の2(奢侈品)の貨物を北朝鮮を仕向地として輸出しようとする場合

# 輸出貿易管理令別表第2(特例)-③

— 輸出令別表第2の貨物に適用される少額特例 —

## 【輸出令別表第7】

	貨物の区分	金額
1	別表2の21の3の項の中欄に掲げる貨物のうちアセトン、エチルエーテルその他の経済産業省令で定めるもの	30万円
2	別表第2の19及び33の項の中欄に掲げる貨物	5万円
3	別表第2の30及び34の項の中欄に掲げ貨物	3万円

**契約単位の金額**であり、**インボイス金額**で考えない！

# 最後に

- ・ 税関手続きに不明な点がある場合は各窓口へご相談ください。

税関相談官(本関) 052-654-4100

(中部空港支署) 0569-38-7600

(外郵出張所) 0569-38-1524

業務部 特別審査官(第1) 052-654-4086

税関ホームページの活用

- ・ 時間的余裕をもってご相談いただけますようお願いします。



ご清聴ありがとうございました。

名古屋税関 業務部  
特別審査官(第1担当)